

三田市建設工事の予定価格公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三田市において発注する建設工事に関する入札の予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)を公表することにより、入札及び契約手続きの透明性の確保と公正な競争の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前公表 予定価格を入札執行前に公表することをいう。
- (2) 事後公表 予定価格を入札執行後に公表することをいう。

(公表の対象)

第3条 公表の対象となる建設工事は、競争入札に係るすべての建設工事とする。

2 前項に規定するもののうち、予定価格が1千万円未満の競争入札に係る建設工事は事前公表とし、予定価格が1千万円以上の競争入札に係る建設工事は事後公表とする。

(公表の内容)

第4条 公表を行う内容は、入札予定・入札に係る件名、入札執行日及び予定価格等とする。

(事前公表の方法)

第5条 事前公表の方法については、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札については、三田市契約事務規則(平成17年三田市規則第7号。以下「規則」という。)第7条の規定による入札公告(以下「入札公告」という。)により行うものとする。
- (2) 指名競争入札については、規則第40条の規定による指名の通知(以下「指名通知」という。)により行うものとする。

2 前項各号に掲げるもののほか、三田市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(事後公表の方法)

第6条 事後公表は、三田市入札結果等の公表に関する要綱(平成24年4月1日施行。以下「公表要綱」という。)第3条及び第4条に規定する入札結果及び予定

価格を記載した文書を閲覧に供する方法及び三田市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、次のとおりとする。

- (1) 事前公表の期間は、一般競争入札にあっては入札公告の日から、指名競争入札にあっては指名通知の日から、落札者決定の日までとする。
- (2) 事後公表の期間及び事前公表を行った予定価格の入札後における公表の期間は、公表要綱第5条に規定する公表期間によるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。